

静岡県最低賃金

(令和5年度)

資料
No. 6

最低賃金が
ことしも変わりました

【地域別最低賃金】(効力発生日:令和5年10月1日)

最低賃金件名	最低賃金額	適用労働者の範囲
	時間額 ()は改定前	
静岡県最低賃金	984円 (944)	静岡県内で働くすべての労働者に適用されます。 ただし、下表に掲げる産業に属する事業場の労働者には、該当する「特定最低賃金」が適用されます。

【特定(産業別)最低賃金】(効力発生日:令和5年12月21日)

静岡県特定最低賃金件名	最低賃金額	特定最低賃金の適用除外労働者の範囲 (以下の適用除外労働者には、「静岡県最低賃金」が適用されます)
	時間額 ()は改定前	
鉄鋼、非鉄金属製造業	1,012円 (979)	(1) 下記「特定最低賃金共通の適用除外労働者」に記載の ~ の者 (2) 次に掲げる業務に主として従事する者) 手作業による軽易な包装、袋詰め、箱詰め又はレッテルはりの業務) 手工具を用いて行うバリ取り、組線、かしめ又は刻印打ちの業務 検査、事務は適用除外になりません。
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業	1,028円 (995)	(1) 下記「特定最低賃金共通の適用除外労働者」に記載の ~ の者 (2) 次に掲げる業務に主として従事する者) 手作業による軽易な包装、袋詰め、箱詰め又はレッテルはりの業務) 手工具を用いて行うバリ取り又は刻印打ちの業務) 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、かしめ、取付け()又は巻線の業務 ()ハンダ付け業務は、「取付け」には該当しません。 検査、事務は適用除外になりません。
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	997円 (964)	(1) 下記「特定最低賃金共通の適用除外労働者」に記載の ~ の者 (2) 次に掲げる業務に主として従事する者) 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、かしめ、取付け()又は巻線の業務 ()ハンダ付け業務は、「取付け」には該当しません。) 手作業による軽易な包装、袋詰め、箱詰め又はレッテルはりの業務 検査、事務は適用除外になりません。
特定最低賃金の適用産業(業種)の詳細については、裏面を参照ください。	「特定最低賃金共通の適用除外労働者」	18歳未満又は65歳以上の者 雇入れ後6か月未満の者であって、技能習得中のもの(技能実習生は除く) 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

地域別(静岡県)最低賃金と特定最低賃金の両方の最低賃金が適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

・「鉄鋼、非鉄金属製造業」又は「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」が適用される労働者については、令和5年12月20日までは静岡県最低賃金(時間額984円)が、12月21日からは特定最低賃金が適用されます。

ポイント 地域別(静岡県)最低賃金は、静岡県内で働くすべての労働者に適用されます

- ・パートタイム、アルバイト、派遣、臨時、試用中などの雇用形態を問わず適用されます。
- ・外国人、学生、年齢(高齢者、年少者)等を問わず適用されます。
- ・法人、個人事業、公共事業などの雇用主の事業形態を問わず適用されます。

ポイント 特定の産業では、特定(産業別)最低賃金が定められています

- ・静岡県では上記表の3業種で、静岡県最低賃金より高い金額で定められています。
- ・パートタイム、アルバイト、派遣労働者、外国人にも適用されます。

事業場内の最低賃金引上げを支援するための「業務改善助成金」を始めとした各種支援策をご用意しております。

お問い合わせ

- ・最低賃金制度関係：静岡労働局労働基準部賃金室 (054-254-6315)、又はお近くの労働基準監督署
- ・業務改善助成金：コールセンター 0120-366-440 (申請先：静岡労働局雇用環境・均等室)
- ・年収の壁突破・総合相談窓口 0120-030-045

静岡県内の「特定(産業別)最低賃金」の適用産業(業種)一覧

件名	日本標準産業分類 (平成25年10月(第13回)改定)
鉄鋼、非鉄金属製造業	[E222:製鋼・製鋼圧延業]、 [E223:製鋼を行わない鋼材製造業(表面処理鋼材を除く)]、 [E224:表面処理鋼材製造業]、[E225:鉄素形材製造業]、 [E2293:鋳鉄管製造業]、[E232:非鉄金属第2次製錬・精製業(非鉄金属合金製造業を含む)]、 [E233:非鉄金属・同合金圧延業(抽伸、押し出しを含む)]、 [E234:電線・ケーブル製造業]、 [E235:非鉄金属素形材製造業(E2355 非鉄金属鍛造品製造業を除く)]
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業	[E25:はん用機械器具製造業(E251 ボイラ・原動機製造業を除く)]、[E26:生産用機械器具製造業]、 [E271:事務用機械器具製造業]、 [E272:サービス用・娯楽用機械器具製造業]、 [E311:自動車・同附属品製造業]、 [E313:船舶製造・修理業、船用機関製造業]、 [E315:産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業]、 [E319:その他の輸送用機械器具製造業(E3191 自転車・同部分品製造業を除く)]
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	[E28:電子部品・デバイス・電子回路製造業]、 [E29:電気機械器具製造業(E2973 医療用計測器(心電計製造業を除く)を除く)]、 [E30:情報通信機械器具製造業]

【上記3産業 共通事項】 管理、補助的経済活動を行う事業所(上記産業に係るもの)、純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が上記産業に分類されるものに限る)については、当該産業と同じ最低賃金が適用されます。

「日本標準産業分類」の各項目の説明、内容など詳しくは、

総務省統計局HP (http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm) から確認できます。

- ・精神や身体の障害により他の労働者に比べて著しく労働能力の低い者などには、使用者が静岡労働局長の許可を受けることを条件として、個別に最低賃金額を減額して適用することが認められています。

最低賃金との比較方法

時間給制の場合 時間給 最低賃金額

日給制の場合 日給額 ÷ 1日の平均所定労働時間(時間額に換算) 最低賃金額

月給制の場合 月給額 ÷ 1か月の平均所定労働時間(時間額に換算) 最低賃金額

が組み合わさっている場合や出来高払制の場合など計算方法は下記問合せ先まで

最低賃金に算入されないもの

最低賃金の対象となる賃金には、(1)精皆勤手当、(2)通勤手当、(3)家族手当、(4)臨時に支払われる賃金(結婚手当など)、(5)1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)、(6)時間外労働・休日労働に対する賃金、(7)深夜労働に対する割増賃金は算入されません。

<月給制の場合の換算例> 月給制の場合は特に御注意ください!

【例】年間所定労働日数	255日
所定労働時間	毎日8時間
基本給	145,000円
職務手当	20,000円
精勤手当	10,000円
通勤手当	5,000円
合計	180,000円

上記の計算式にあてはめると、年平均1か月所定労働時間は

$8時間 \times 255日 \div 12か月 = 170時間$ 、

算入される月給額は、精勤手当と通勤手当は算入されませんので、

$145,000 + 20,000 = 165,000円$

$165,000円 \div 170時間 = 970.58...円 < 984円$ (静岡県最低賃金)

したがって、この場合は、静岡県最低賃金を下回り、**最低賃金法に違反**していることになります。

お問い合わせ

- ・最低賃金制度関係：静岡労働局労働基準部賃金室 (054-254-6315)、又はお近くの労働基準監督署
- ・業務改善助成金：コールセンター 0120-366-440 (申請先：静岡労働局雇用環境・均等室)
- ・年収の壁突破・総合相談窓口：0120-030-045
- ・静岡労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/roudoukyoku/roudou/chingin.html>